

1. 法令上の規定について

- 基準省令で、グループホームの設置基準において「共同生活住居の所在する場所は、住宅地または利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域内とし、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設(昼間または夜間のみサービスを提供する施設を除く。以下「入所施設」という。)または、病院の敷地外とすること。」とされており、県基準条例も同様に定めている。
- 一方で、省令において当該基準は、都道府県等が参酌すべき内容とされており、地域の実情を踏まえ、グループホームの趣旨に則った運営が確保されるものと判断される場合、入所施設等の敷地内の設置を規制するものではないと示されている。【47都道府県中、9都道県で設置を認めている。】

2. 現状について

- 入所施設の利用者の高齢化が進んでおり、介護量の増加や高齢化に対応した支援が求められる。一方で、入所施設は介護保険の適用除外施設となっており、介護保険サービスの利用ができない。
- 入所施設からの地域移行者について低迷している。
- グループホームの整備が障害者プランの見込み量に届いておらず、その課題として人材確保が難しいことがあげられる。
- 県内入所施設の定員に空きはほぼないため、新規利用者の受入れが困難。そのため、県外の入所施設を利用する方もいる。
- 「障害高齢者」支援研究会議、滋賀県障害者プランの改定に係る小委員会(地域生活支援分野)等において、社会資源や支援の実情等を踏まえると障害者支援施設の敷地内グループホームが必要であるという意見がある。

3. 敷地内グループホームに関する論点

【高齢障害に関する論点】

- 長年入所施設を利用していた者に対して、急激な環境変化を緩和することができるのではないかな。
- 敷地内グループホームに移行した者は、介護保険適用除外施設でなくなるため介護保険サービスの利用が可能となりサービス選択の幅が広がる。
- 介護量や医療的な支援が増加した者に対して、居宅介護や訪問看護、介護保険サービスを利用してより医療的な支援が可能になるのではないかな。

【入所施設全体に関する論点】

- グループホームに対する障害者支援施設からのバックアップ体制が図られやすいのではないかな。
- 障害者支援施設と地域のグループホームの中間的な場や地域移行のステップとしての機能が期待されるのではないかな。
- 小規模かつ障害者支援施設と同等並の支援が実現できれば、より充実した個別支援が可能となるのではないかな。
- 日中活動の場が障害者支援施設内で行われることになれば、障害者支援施設の定員増と同等の結果になる恐れがあるのではないかな。
- グループホームの趣旨である家族や地域住民との交流の機会が住宅地と同等程度のものが担保されない可能性があるのではないかな。
- 障害のある方には、入所施設もグループホームも違いが分かりにくく、サービス利用の意思決定の際に分かりにくさがあるのではないかな。

4. 「障害高齢者」支援研究会議での委員意見(H29年10月17日開催)

- 人それぞれの生活があるため、住まいの場のバリエーションが必要であると考える。
- 概念として、敷地内GHの先に地域がないと意味がない。
- 限定的な利用が必要。たとえば、高齢で希望がある方や地域移行のために使う。
- 敷地内GHはバックアップ施設がある安心感がある。また、介護保険サービスを使えるメリットがある。
- 敷地内GHはよりマンパワーを活かした支援が可能になると思う。
- 目的がないものや利用者確保のための敷地内GHでは施設を新たに作ることと同じ。運営を分けることや施設との交わりをなくすような条件が必要。
- ターミナルケアの問題、設備基準は地域のGHと同等にするのか、人材確保の問題。